

平成14年(ワ)第513号 普天間米軍基地爆音差止等請求事件 (第1事件)
平成15年(ワ)第171号 普天間米軍基地爆音差止等請求事件 (第2事件)

平成20年6月26日午前11時00分第1号法廷にて言渡し

那覇地方裁判所沖繩支部民事部

(裁判長裁判官河合芳光・裁判官森健二・裁判官佐々木公)

原告：前底伸幸外391名

被告：国

判決理由の要旨

第1 本件差止請求の当否(争点1)について

被告は、妨害状態を引き起こしているとはいえず、また、米軍の普天間飛行場における活動を制限することができる立場にあるとはいえないので、原告ら主張の権利侵害状態を除去する義務を負うともいえないから、本件差止請求(普天間飛行場における米軍機による一定の時間帯の離着陸及び騒音の規制の請求)には、理由がない。

第2 普天間飛行場の設置又は管理の「瑕疵」の有無(争点2)について

1 はじめに

普天間飛行場は、宜野湾市の中央部に所在し、多数の住民の居住する地域に極めて近接しているなど立地条件が劣悪であって、多数の米軍機が離着陸等することにより普天間飛行場周辺住民に本件航空機騒音による影響を与えることは避けられない状況にあることからすると、普天間飛行場の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となる限り、普天間飛行場に民事特別法2条の設置又は管理の瑕疵があるというべきである。

普天間飛行場の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかについては、①侵害行為の態様と侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、⑤その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して判断すべきである。

2 本件航空機騒音の態様と侵害の程度及びその継続の経緯等

本件コンター(普天間飛行場に係る生活環境整備法(防衛施設周辺的生活環

境の整備等に関する法律) 所定の第1種区域) は、大規模かつ詳細な騒音測定等の調査に基づき、防衛施設としての飛行場について適切に評価する方法により本件航空機騒音を評価した結果によっていることからすると、昭和52年当時の本件航空機騒音の実態に照応したものであると推認することができる。しかも、航空機騒音は、騒音レベルが他の発生源による騒音と比較してはるかに高く、広範囲に及ぶという特質があることにかんがみれば、本件コンターを基礎として、一定程度の広がりを持った地域ごとに、その地域に居住する住民がほぼ同程度の騒音に暴露されていると推認するのが相当である。

したがって、本件航空機騒音の態様とその程度は、少なくとも本件コンターのための騒音測定等の調査がされた昭和52年当時については、本件コンターを基礎として推認するのが相当というべきである。

また、本件コンターは、現在から30年以上に実施された調査に基づいて作成されたものであるものの、大規模かつ詳細な騒音測定等の調査に基づくものであり、このような調査に基づいて本件航空機騒音の実態を把握する資料は本件コンターを除いて外にないから、本件コンターに基づいて昭和52年当時から現在までの本件航空機騒音の発生状況を推認することにも、これに反する客観的な証拠がない限り、合理性・相当性があるというべきである。本件コンターについては、本件コンターに設置されている測定局点間における相互の測定結果及び同測定局点の測定結果と本件コンターのW値との間に著しい乖離、矛盾がみられないので、本件コンターに基づいて本件航空機騒音の発生の地域的な広がり及び発生の程度を把握することに合理性・相当性がある。

以上によれば、原告らは、昭和47年5月15日から現在まで、それぞれW80区域又はW75区域に居住している期間、本件航空機騒音等のため、W80区域にあってはかなり大きな騒音等に、W75区域にあっては大きな騒音等に、いずれも高い頻度で暴露されているといえることができる。

3 原告らの被害の性質と内容

(1) 共通被害の主張

原告らの主張は、原告らの生活妨害、睡眠妨害及びこれらに伴う精神的苦痛等を一定の限度で原告らに共通するものとして捉え、その賠償を請求するものと解することができる。例えば、生活妨害についていえば、その具体的内

容において若干の差異はあっても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点では同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものが存在し得るので、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を原告ら全員に共通する損害として捉えて、各自につき一律にその賠償を求めることも許されるというべきである。

他方、原告ら主張の子供の被害（「低出生体重児の出生」、「幼児問題行動」及び「学習環境の破壊」）については、地域住民全体にとって極めて重大な関心事となっているとしても、その性質上、当該乳幼児又は就学中の子供にしか生ぜず、原告ら全員に生ずる可能性があるとはいえないから、他人の権利に対する侵害によって原告らにも間接的な損害が生じているとの主張であるとみるほかなく、かつ、そのような関心事となっているということだけでは、普天間飛行場の供用と原告ら主張の子供の被害を原因とする精神的損害との間に相当因果関係があるという余地はないというべきである。したがって、原告らの子供の被害に関する主張は、これを原告らの共通被害と主張している以上、主張自体失当であるというほかない。

(2) 生活妨害

会話、通話及びテレビ・ラジオ聴取の妨害については、航空機騒音は、一定の音量となると、音声伝達の妨げになることは、経験則上明らかであること、また、沖縄県調査委員会が、「会話妨害」等についての正反応率がいずれも WECPNL に対し極めて明瞭な量反応関係が認められると分析していることなどの事情に本件航空機騒音の実態を併せ考慮すると、原告らが本件航空機騒音による会話妨害等について供述等し、また、定型陳述書を提出したほとんどすべての原告らが、このような生活妨害を陳述するように、原告らが本件航空機騒音により会話妨害、通話妨害及びテレビ・ラジオの聴取妨害を受けていると認めることができる。そして、このような生活妨害を受ければ、これに伴って精神的苦痛が生ずることも推認することができる。

したがって、原告らは、本件航空機騒音により、会話妨害、通話妨害及びテレビ・ラジオの聴取妨害の生活妨害並びにこれらに伴う精神的苦痛を受けているということができる。

本件航空機騒音が、音楽鑑賞や演奏等の趣味生活において、音の聴取に係

る活動に妨害をもたらし、これに伴う精神的苦痛が生ずることは、会話等の妨害の場合と同様である。

一方、学習、読書等の知的作業に関する騒音の影響については、各種研究結果等によっても、複雑な作業や思考を要する問題等には、騒音による影響があることを指摘するものが多く、航空機騒音があらかじめ予期し得ない間欠騒音であることにも照らすと、これが学習、読書等の知的作業に妨害的に作用することがあることは経験則上も肯定される上、一般的な騒音影響の発現経路としても説明がされている。しかも、たとえ作業結果や能率には明確な影響が現れない場合でも、本件航空機騒音の騒音レベルや騒音持続時間等に照らし、本件航空機騒音の下での作業により、いらだちや不快感が生ずることは推認することができる。

以上によれば、原告らは、本件コンター内に居住する間、本件航空機騒音により、会話妨害、通話妨害、テレビ・ラジオの聴取妨害、趣味生活や知的作業の生活妨害及びこれに伴う精神的苦痛を、W80区域の方がW75区域よりは著しいという意味でそれぞれその居住する区域のW値に応じて、等しく受けていると認めることができる。

(3) 睡眠妨害

睡眠が騒音によって妨害されることがあることは、経験則上明らかであり、一般的な騒音影響の発現経路としても説明がされている。また、夜間の本件航空機騒音の実態については、睡眠を妨げる時間帯に、最も多い時には1日に数回、最も少ない時でも10日に1回発生しており、このような1日に数回との頻度は相当多数といえる一方、10日に1回との頻度も少ないとはいえない。これらの事情に、原告らの供述等の内容や、定型陳述書の集計結果において、W75区域で77.3%、W80区域で85.4%の原告が、その程度に差こそあれ、睡眠妨害を指摘していることを併せ考慮すると、原告らは、本件航空機騒音によって、少なくない頻度で睡眠妨害の被害を受けていると認めることができるというべきである。そして、このような睡眠妨害を受ければ、これに伴って精神的苦痛が生ずることも推認することができる。

以上によれば、原告らは、本件コンター内に居住する間、本件航空機騒音により、睡眠妨害及びこれに伴う精神的苦痛を、W80区域の方がW75区

域よりは著しいという意味でそれぞれその居住する区域のW値に応じて、等しく受けていると認めることができる。

(4) 精神的被害

原告らが、供述等し、又はそのほとんどが定型陳述書に記載するように、本件航空機騒音を「イライラする」と感じていることは、沖縄県調査の結果によっても、裏付けられている。そうすると、原告らが、本件航空機騒音により、本件航空機騒音を直接の原因とするイライラ感や不快感の精神的苦痛（以下「本件精神的被害」という。）を受けていると認めることができる。

しかも、普天間飛行場を離着陸するヘリコプター等の米軍機が、普天間飛行場周辺を低空で飛行しながら、本件航空機騒音を発生させていること、普天間飛行場に所属する米軍機による墜落の事故等は、昭和47年5月15日から平成14年12月末までの間に77件発生していた上、普天間飛行場を離陸した米軍機のヘリコプターが平成16年8月13日に沖縄国際大学敷地内に墜落する事故が発生し、これが広く報道されている事実に加え、原告らのうち定型陳述書を提出した者の9割以上の者が「墜落するのではないかと恐ろしくなる」と記載していることや、沖縄県調査の生活環境調査の結果を総合考慮すれば、原告らが本件航空機騒音により普天間飛行場を離着陸する米軍機の墜落への不安感や恐怖感を感じているといえ、これが原告らの本件精神的被害を等しく増大させていると推認することができるので、この点も、本件精神的被害の内容、程度を理解する上で考慮すべきである。

以上によれば、原告らは、本件コンター内に居住する間、本件航空機騒音により、本件精神的被害を、普天間飛行場を離着陸する米軍機の墜落への不安感や恐怖感によって増大させられつつ、W80区域の方がW75区域よりは著しいという意味でそれぞれその居住する区域のW値に応じて等しく受けていると認めることができる。

(5) 身体的被害

聴覚障害（難聴、耳鳴り、その他の聴覚に関する障害）については、①原告らの中に聴覚障害がある者がいることを客観的に裏付ける証拠があるとはいえないこと、②原告らの中に聴覚障害がある者がいるとしても、その原因が本件航空機騒音によることを裏付ける証拠もなく、航空機騒音による聴力

障害が発生する危険があるとの指摘も WECPNL 85以上の地域にとどまっております。原告らが居住し、又は居住していた WECPNL 75～85の本件コンターの区域において、聴力障害を生ずる危険性があるとはいえないこと、③耳鳴りを客観的に把握することは困難であることなどを考慮すると、原告らの中に難聴、耳鳴りを訴えている者が少なくないことを考慮しても、本件航空機騒音により聴覚障害の発生する危険性があるということとはできない。

したがって、聴覚障害の発生に対する不安感等の精神的苦痛については、本件航空機騒音による原告らの共通する被害として認めることはできない。

他方、聴覚障害以外の身体的被害については、原告らの中に本件航空機騒音のみが原因となって高血圧や頭痛、肩こり等の身体的被害が生じている者がいると認めることまではできないけれども、ストレスが高血圧、頭痛、肩こり等の原因となることは広く知られているから、航空機騒音によるストレスが原因となり、又はその原因の一つとなって、高血圧や頭痛、肩こり等の身体的被害を生ずる危険性があることなどの事情に、原告らの自覚症状の訴え、本件航空機騒音の程度や頻度等並びに生活妨害や睡眠妨害に伴う精神的苦痛及び本件精神被害の程度を併せ考慮すれば、原告らには、本件航空機騒音が原因となり、又はその原因の一つとなって、高血圧や頭痛、肩こり等のストレスによる身体的被害が生ずる危険性が相当程度あるといえる。

したがって、原告らは、本件航空機騒音により、高血圧や頭痛、肩こり等のストレスによる身体的被害の発生に対する不安感等の精神的苦痛を、W80区域の方がW75区域よりは著しいという意味でそれぞれその居住する区域のW値に応じて等しく受けているということとはできる。

(6) 低周波音による被害

低周波音による被害のうち、心身に係る影響については、①沖縄県調査の結果によっても、普天間飛行場周辺住民の訴える多愁訴と本件コンターのW値との間には量反応関係がみられず、また、②普天間飛行場周辺住民が嘉手納飛行場周辺住民と比べ訴える被害感等が高い原因についても、普天間飛行場周辺に多いヘリコプターの発する騒音の特質による影響又は昼間における航空機騒音の暴露状況がW値の同一の区域においては普天間飛行場周辺の方が嘉手納飛行場周辺よりも相対的に高いことによる影響にあるとみることが

できることなどからすると、原告らの中に不定愁訴を訴える者がいるとしても、それが本件低周波音の影響によるものであると認めることはできない。

したがって、原告らには、本件低周波音が本件航空機騒音と相まって原告らの不定愁訴の身体的被害を悪化させていると認めることができない。

一方、低周波音の物理的影響に伴う精神的苦痛については、①原告らの多くが普天間飛行場を離着陸するヘリコプターによる建具等のがたつきを指摘していること、②低周波による建具のがたつきを裏付ける実験等の結果があり、本件低周波音には、これらの実験等により建具のがたつきが生ずるとされる数値を超えているものが含まれていることなどを考慮すると、原告らが訴える建具等のがたつきは、本件低周波音が原因であると推認することが相当である。もっとも、低周波音の音圧レベルだけで建具ががたくつか否かを一概に判断できないとされていることなどから、本件低周波音による建具等のがたつきは、生活妨害や本件精神的被害のように被害の性質から、原告ら全員が等しく受けているものと推認することができる性質のものではない。

したがって、原告らの中には、本件低周波音により、建具等のがたつきに伴うイライラ感及び不快感の精神的苦痛を受けているものが相当多数いると推認することができるけれども、それを超えて、原告らが全員が最低限等しくこのような精神的苦痛を受けていると認めることまではできない。

4 普天間飛行場供用の公共性ないし公益上の必要性の有無と程度

普天間飛行場は、安保条約6条に基づき、米軍の我が国における航空基地として重要な役割を占めており、普天間飛行場の供用には、国民全体の利益につながるものとして、公共性ないし公益上の必要性があるといえることができる。

普天間飛行場の存在によって原告らを含む普天間飛行場周辺住民にもたらされる利益は、国民全体が等しく享受する性質の公共的利益であって、そのような公共的利益の実現は、原告らを含む普天間飛行場周辺住民という限られた一部少数者の特別の犠牲の上でのみ可能であること考慮すれば、そこには、看過することをできない不公平が存するということができる。

したがって、普天間飛行場の供用については、公共性ないし公益上の必要性があると認めることができるものの、被告主張のような極めて高度の公共性ないし公益上の必要性があると評価することはできない。

5 被害防止措置の有無，内容，効果

住宅防音工事の助成は，防音工事を施工した居室のある住宅に居住する原告らに一定の防音効果をもたらしているといえるものの，対象となる住居や防音工事の施工される室数に制限がある上，同居室内で窓を閉め切って生活する場面は生活全体からみれば一定の限度にとどまるといえるから，普天間飛行場の供用の違法性の判断において，被告が実施した住宅防音工事の助成それ自体をもって，一般的に違法性そのものを減ずる要素として考慮すべきものと評価することまではできない。

その他の周辺対策及び緑地整備事業は，原告らの本件航空機騒音による被害を直接軽減するものではないので，普天間飛行場の供用の違法性の判断において考慮すべき事情とはいえず，また，消音装置の設置及び運航対策も，現実的な効果が十分なものとは認められないので，普天間飛行場の供用の違法性の判断において十分に考慮することができる事情ということができない。

6 普天間飛行場供用の違法性

違法性の判断において考慮すべき要素の多くは，生活環境整備法の指定区域と関連している上，生活環境整備法に基づく区域指定において採用されている WECPNL による航空機騒音の評価は，現時点において最も信頼性の高い評価方式の一つといえることができる。しかも，本件コンターは，本件航空機騒音の発生の地域的な広がり及び発生の程度を把握する指標とすることに合理性・相当性がある。そうすると，普天間飛行場の供用の違法性の判断においては，生活環境整備法の指定区域である本件コンターにおける WECPNL の数値をもって画するのが，最も現実的かつ合理的である。

そして，昭和48年環境基準の基準値は，住民被害の調査等の資料に基づき，輸送の国際性，安全性等飛行場の有する公共性に類する事情等違法性の判断において考慮されるべき要素と似かよった要素も総合的に考慮して基準を設定しているものであり，自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においても，平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案するなどした上で，達成され，又は維持されることが求められているものであるから，普天間飛行場の供用の違法性の判断においても，しん酌すべき意味を持つものというべきである。

しかも，第1種区域指定の基準となる値が，数次の改正を経て，W値75と

なっていることは、被告がW値75以上の区域について「航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しい」と評価していることを示しているともいえるので、普天間飛行場の供用の違法性の判断においても、しん酌すべきであるというべきである。

なお、普天間飛行場の供用についての違法性の判断において昭和48年環境基準のように地域類型の区分によって差を設けることが相当とはいえない。

以上のような、WECPNLによる航空機騒音の評価の意義並びに昭和48年環境基準の基準値及び第1種区域指定の基準となるW値の意義等に加え、①本件航空機騒音のため、W80区域にあってはかなり大きな騒音等に、W75区域にあっては大きな騒音等に、いずれも高い頻度で暴露されて、その結果、②原告らが、本件航空機騒音により、W75以上の区域である本件コンター内において、当然に甘受しなければならないような軽度の被害とはいえない被害を等しく受けているのに対し、③普天間飛行場の供用に公共性ないし公益上の必要性があるものの、被告主張のような極めて高度の公共性ないし公益上の必要性を有するものでなく、また、④本件航空機騒音による侵害行為の開始における歴史的経緯や本件航空機騒音の継続の経緯等に加え、⑤被告実施の被害防止措置は違法性の判断において考慮すべき事情とはいえないもの又は効果が十分なものとはいえないことなどを総合的に考察すると、普天間飛行場の供用においては、W値75をもって違法性を画する基準とするのが相当である。

7 まとめ

よって、普天間飛行場の供用は、原告らが本件コンター内に居住している間、当該原告らに対する関係において、違法な権利侵害ないし法益侵害となっているので、普天間飛行場に民事特別法2条の設置又は管理の瑕疵がある。

第3 免責法理としての「危険への接近の法理」の適用の有無（争点3）について

①沖縄本島の中部地域においては、そもそも住民が居住し得る地域が狭い上、航空機騒音の影響を受けずに生活することができる地域が狭いなどから、沖縄本島において居住地を選択する幅が限られているという事情があり、また、②普天間飛行場周辺に居住している者のうち、少なくとも沖縄の人には、そもそも地元回帰意識が強い特徴を有している上、普天間飛行場周辺の歴史的事情がその意識を一層強いものとしているから、普天間飛行場周辺住民について、あ

えて本件航空機騒音による被害を容認するという心情が生じにくいという事情もあり、さらに、③普天間飛行場については、我が国政府とアメリカ合衆国との返還合意期限が既に過ぎていることからすると、恒久的に存続が予定されている飛行場の周辺で居住を開始することとは異なるので、少なくとも両国間で返還合意がされた平成8年以降に普天間飛行場周辺地域に居住することは、将来を見据えたやむを得ないものとみる面もある。

以上の諸事情を総合考慮すると、本件コンター内の住所に転居する際、本件航空機騒音の存在を認識している者について、その転居理由が、通勤の利便性等の固有の生活利益に基づいているものであっても、実家に近い場所での生活等の固有の生活利益に基づいているといえないものであっても、普天間飛行場が周辺に存在することによって得られる利益を期待するものと認められる場合でない限り、あえて本件航空機騒音による被害を容認して居住したとみることができないというべきである。

原告らの中には、本件航空機騒音の存在を認識しているといえる者がいるものの、その転居の理由は、普天間飛行場が周辺に存在することによって得られる利益を期待するものであるとは認められないから、あえて本件航空機騒音による被害を容認しているとはみることができない。

以上によれば、原告らについて免責法理としての「危険への接近の法理」を適用して被告を免責することはないというべきである。

第4 消滅時効

第1事件原告らについては平成14年10月29日（第1事件の訴えの提起の日）の前日から起算して3年前の日である平成11年10月28日までに生じた損害に関する損害賠償の請求権が、第2事件原告らについては平成15年4月14日（第2事件の訴えの提起の日）の前日から起算して3年前の日である平成12年4月13日までに生じた損害に関する損害賠償の請求権が、いずれも時効により消滅している。

第5 原告らの損害額（争点5）について

1 基本となる慰謝料額

(1) 慰謝料額の算定基準

基本となる慰謝料の額については、原告らが本件コンター内に居住するこ

とにより最低限等しく暴露する本件航空機騒音の程度，原告らが最低限等しく受けている本件航空機騒音による被害の内容及び程度その他本件に表れた一切の事情を総合考慮し，W75区域については1日当たり100円，W80区域については1日当たり200円とするのが相当である。

原告らが過去の損害として賠償を求めることができる期間は，第1事件原告については平成11年10月29日から，第2事件原告については平成12年4月14日から，いずれも口頭弁論終結の日である平成20年1月31日まで（ただし，本件コンター内に居住していた期間に限る。）である。

2 減額事由

(1) 減額法理としての「危険への接近の法理」の適用の有無

普天間飛行場がある沖縄本島の中部地域においては，航空機騒音の影響を受けずに生活することができる地域が狭い一方，沖縄本島で居住地を選択する幅が限られている事情があるので，一般的に損害回避の可能性が低いといえる。また，被告が減額法理としての「危険への接近の法理」の適用があると主張する原告らについて，損害回避のために適切な行動を採ることを期待することが相当な事情があるとうかがわせる証拠もない。一方，被告の実施している周辺対策等は，住宅防音工事において本件航空機騒音による被害の一部を軽減するものにとどまり，その他においても本件航空機騒音による被害を直接軽減するもの又は効果が十分なものとはいえないものである上，被告において，普天間飛行場周辺地域のどの地域が本件コンター内にあるかを一般に周知したことをうかがわせる証拠もない。以上の諸事情にかんがみると，被告が減額法理としての「危険への接近の法理」の適用があると主張する原告らについて損害賠償額を減額することは，損害の公平な分担という損害賠償法の理念からして公平であるとはいえない。

したがって，被告が減額法理としての「危険への接近の法理」の適用があると主張する原告らについて同法理を適用して慰謝料額を減額することはできないというべきである。

(2) 住宅防音工事の助成

原告らのうち，被告の助成の受けて住宅防音工事の実施を受けた者は，これにより一定の防音効果の便益を受けている。もっとも，住宅防音工事によ

る便益が防音工事を施工している室数の増加に単純に比例するとはいえない。

以上を考慮すると、原告らのうち、住宅防音工事を実施した者及びその同居者については、「完了年月日」から、防音工事を施工した室数が1室のみである場合には10%、同室数が2室以上ある場合には10%に加え2室目以降の1室ごとに更に5%ずつ(ただし、5室以上の場合は一律合計30%)を基本となる慰謝料の額から減額して慰謝料額とするのが相当である。

3 弁護士費用

原告ら各人に対する慰謝料額の10%をもって弁護士費用と認められる。

第6 将来の損害の賠償請求に係る訴えの適否(争点6)について

本件航空機騒音により精神的又は身体的被害等を受けていることを理由とする原告らの被告に対する損害賠償請求権のうち口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しない。

以上によれば、原告らの本件訴えのうち将来の損害の賠償請求に係る部分は、権利保護の要件を欠くものであり、不適法である。

第7 本件騒音測定等請求の当否(争点7)について

被告が妨害状態を引き起こしているとはいえない上、被告は、米軍の普天間飛行場における管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得るものではないので、本件航空機騒音による被害防止の措置を採るべき法的立場にはない。そうすると、被告が騒音測定等を行い得るかどうかを問わず、被告には、本件航空機騒音による妨害を排除し、その妨害を予防する義務はないというべきである。

また、不法行為については、実定法上の根拠がある場合を除き、損害を賠償する責任以外の責任を負うことはないと解されるところ、原告らが不法行為の根拠として主張する国家賠償法1条1項及び民法719条、民事特別法1条、2条のいずれの規定をみても、被告に損害を賠償する責任以外の責任を負わせることができる根拠は見いだせない。

以上によれば、本件騒音測定等請求(本件航空機騒音を測定・記録し、本件航空機騒音が到達する地域を明確にすべきことの請求)には、理由がない。